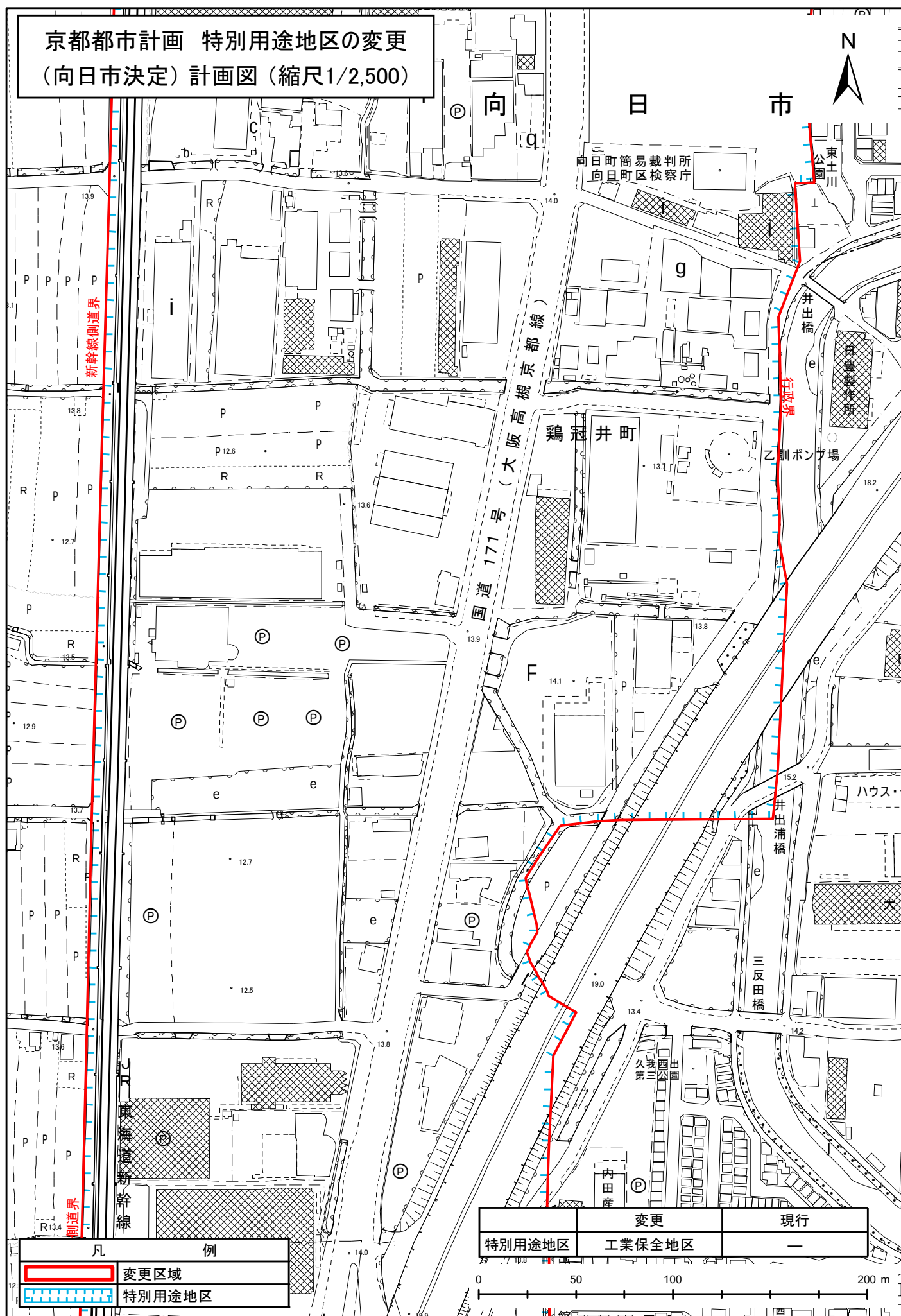
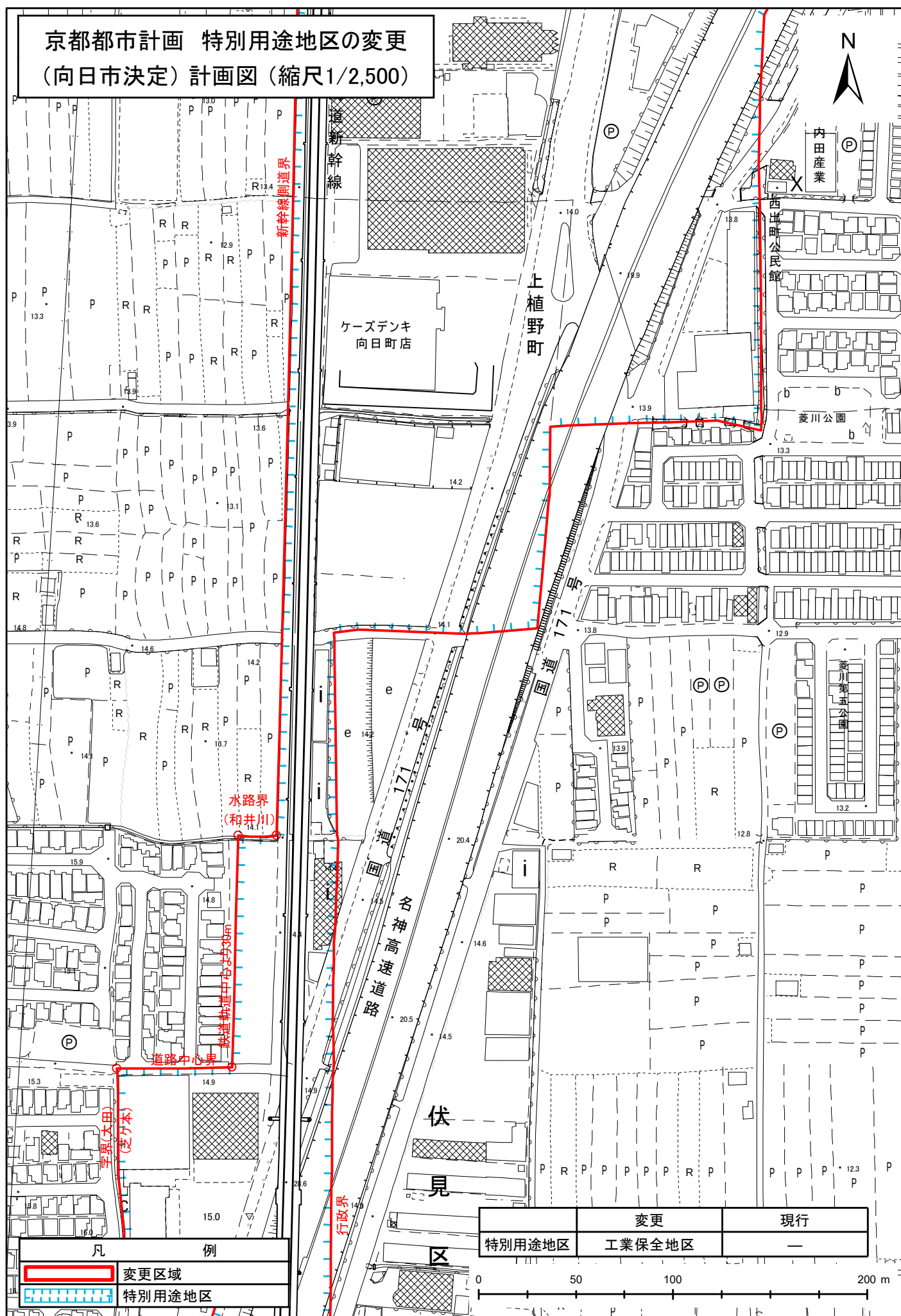


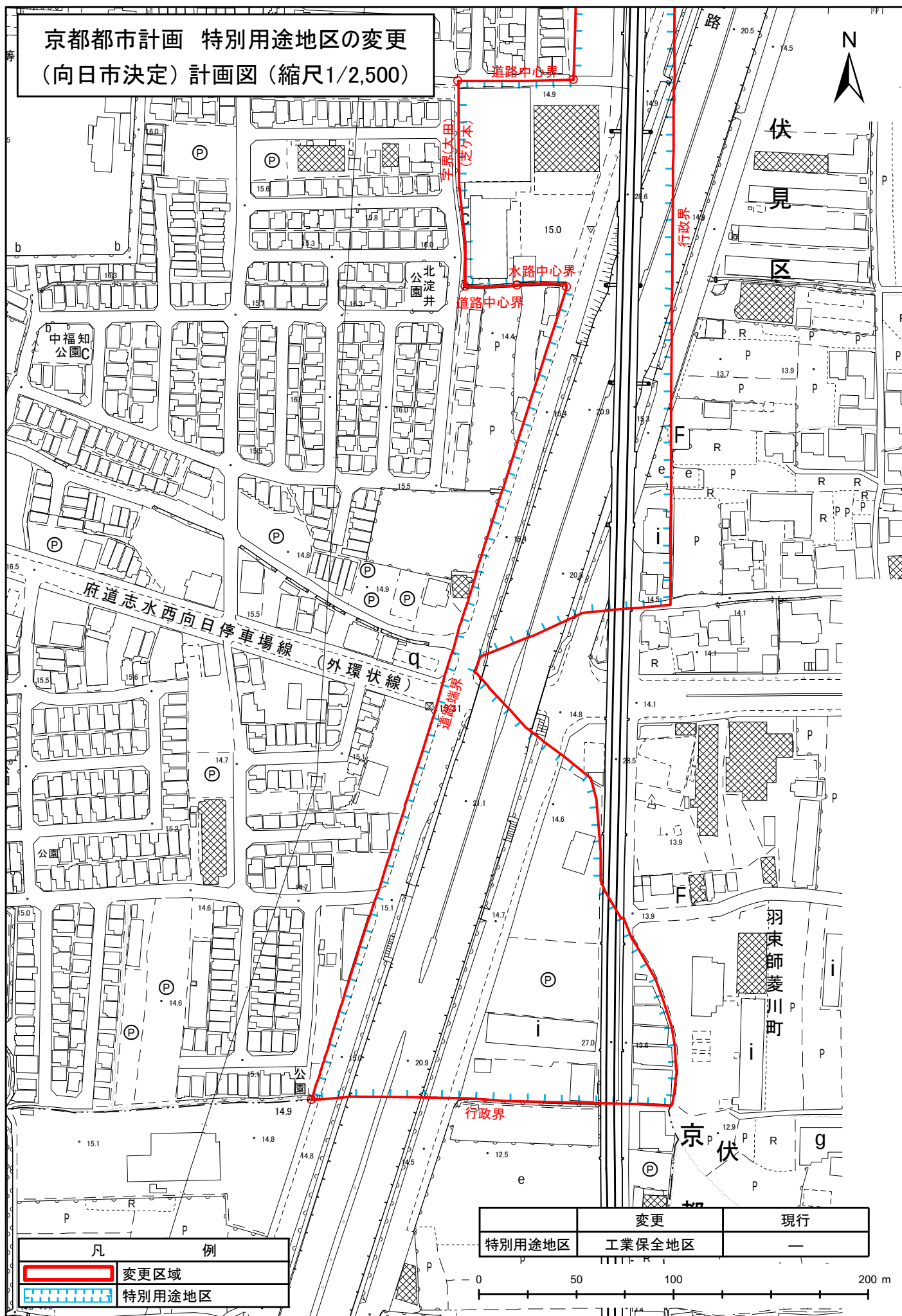
京都都市計画 特別用途地区の変更
(向日市決定) 計画図 (縮尺1/2,500)



京都都市計画 特別用途地区の変更
(向日市決定) 計画図 (縮尺1/2,500)



京都都市計画 特別用途地区の変更
(向日市決定) 計画図 (縮尺1/2,500)



京都都市計画特別用途地区の変更（向日市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
娯楽・レクリエーション地区	約6.3ha	規制内容は、向日市娯楽・レクリエーション地区建築条例による。
特定大規模小売店舗制限地区	約60.0ha	規制内容は、向日市特定大規模小売店舗制限地区建築条例による。
工業保全地区	約51.4ha	規制内容は、向日市工業保全地区建築条例による。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、住宅等の立地を制限し、市域東部の工業地域における工場等の操業環境を保全するため「工業保全地区」の追加変更を行うものである。

理由書（案）

国道１７１号沿道の工業地域については、「第３次向日市都市計画マスタープラン」における将来都市構造において、立地条件を活かした工業・流通業の集積地及び新たな産業を創出する場として本市の産業を支える産業ゾーンに位置付けている。

また、本地区の土地利用方針では、住宅と工業の混在を防止するとともに、周辺の住環境との調和を図りながら、大都市圏に位置する立地条件を活かした産業の立地誘導を働きかける工業・流通地区としているところである。

加えて、都市再生特別措置法に基づき策定した立地適正化計画では、桂川の氾濫を想定し激甚化する水害等の災害に備えるため、本地区を居住誘導区域外に指定したところである。

このことから、住宅等の立地を制限し、市域東部の工業地域における工場等の操業環境を保全するため「工業保全地区」の追加変更を行うものである。

京都都市計画特別用途地区の変更 新旧対照図（向日市決定）

